

計画書

知名都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更

知名都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」（別添のとおり）

理 由

知名都市計画区域においては，平成 16 年度に「知名都市計画区域 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（以下，「区域マスタープラン」という。）」を策定し，「豊かで 明るく 住みよい 元気があるふるさと知名」を基本理念として，都市づくりに取り組んできた。

また，上位計画である第 6 次知名町総合振興計画についても策定を行ってきており，取り組みを進めているところである。

このような中，区域マスタープランについては，当初策定から近く 20 年を迎えることもあり，この間，人口減少・少子高齢化の進行など社会情勢の変化のほか，防災・減災や環境保全への対応など，新たな状況の変化も見られることから，記載内容の見直しを行うものである。

知名都市計画
都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針

鹿 児 島 県

《 目 次 》

1. 広域的な位置付け	
1) 県内における知名町の位置付け	1
2) 都市計画区域の位置付け	1
2. 基本的な考え方	
1) 現状と課題	1
3. 都市計画の目標	
1) 都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	2
① 知名・小米地域	
② 瀬利覚地域	
③ 屋子母地域	
4. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	3
5. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	3
① 主要用途の配置の方針	
② 土地利用の方針	
③ その他の土地利用の方針	
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	4
① 交通施設の都市計画の決定の方針	
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	6
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	
② 市街地整備の目標	
4) 自然環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	6
① 基本方針	
② 主要な緑地の配置の方針	
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	
④ 主要な緑地の確保目標	

1. 広域的な位置付け

1) 県内における知名町の位置付け

知名町は、面積約 5,330ha、鹿児島市から 546km 南にある沖永良部島の南西部に位置している。

気候は、一年を通して温暖な亜熱帯性で、珊瑚礁の広がる海など、豊かな自然に恵まれている。

また、沖縄と地理的に近く、多くの点で琉球文化の影響が認められる。産業は農業を基幹産業とし、バレイショやサトウキビ等の栽培が盛んである。

2) 都市計画区域の位置付け

知名都市計画区域（以下、「本区域」という。）は、知名町南部に位置し、本区域中央から隣接の和泊町市街地を經由し、沖永良部空港まで結ぶ県道知名沖永良部空港線が通っている。

本区域は、中心商店街や公共サービス、工業、住居が集積する等、知名町の中心的な役割等を担う区域として位置付けられている。

2. 基本的な考え方

1) 現状と課題

本町では、令和 2 年国勢調査において、人口総数 5,750 人となっており、平成 12 年時と比較し、77.3%、うち 65 歳以上の高齢者人口は 2,163 人、総数に対する割合は、37.6%であり、人口減少、超高齢社会が進行している。

また、産業では、令和元年知名町総生産額は、第 1 次産業 2,114 百万円、第 2 次産業 2,980 百万円、第 3 次産業 14,269 百万円となっており、平成 23 年と比較すると第 1 次産業 131.1%、第 2 次産業 119.6%、第 3 次産業 102.0%と第 1 次、第 2 次、第 3 次産業の全てにおいて、若干増加している。

近年、異常気象は激甚化・頻発化しており、豪雨災害による被害が生じている。

このようなことなどを踏まえ、本町における課題を、以下のように整理したところである。

- 人口減少・超高齢社会への対応
- 防災・減災対策、国土強靱化の充実強化
- 交通ネットワークの構築

3. 都市計画の目標

1) 都市づくりの基本理念

本区域は、知名漁港を中心とする海岸段丘に形成され、商業・業務を主体とする知名町の中心市街地として発展してきた。

これまで、都市計画道路や公共下水道、文化施設等が整備され、健全で快適な都市づくりが計画的に進められてきたところである。

今後の都市づくりの課題としては、中心商店街の老朽化や大型店舗の郊外移転による購買客の減少や空き店舗の増加が挙げられ、商業・業務等の集積等による活性化策を進めることが求められている。

今後とも農業や商工業等の産業の振興や心豊かに暮らせる魅力あるまちを目指

して、快適な居住空間・自然環境を持つ調和のとれたまちづくりを進めるものとし、第6次知名町総合振興計画でのまちづくりの目標を踏まえ、以下を本区域の都市づくりの基本理念とする。

「21の暮らしを大切に、21の未来を創る子や孫が誇れるまちづくり」

※21：知名町の集落数

この基本理念を実現するため、次の3つの基本方針に基づき、まちづくりを進める。

■いつまでも暮らし続けたい環境の維持・整備

町民が暮らし続けたいと思えるような生活環境や生活基盤の整備を行う。

■持続していくためのコミュニティの創出・育成

地域社会が持続していくために必要な子育て支援、医療・介護・保健・福祉の充実、防災・防犯推進などを行う。

■未来を支える産業競争力の強化と次代を担う人づくり

基幹産業である農業・水産業と観光をはじめとした商工業における農商工等連携の推進など産業競争力の強化と、次代の担い手をつくる教育振興などを進める。

2) 地域毎の市街地像

① 知名・小米地域

知名・小米地域は、町役場、知名・小米商店街などがあることから都市中心核と位置付け、本区域における生活、業務等の諸活動を支える中核的な機能の集積を図る。

② 瀬利覚地域

瀬利覚地域は、豊かな自然環境の中に既存集落があり、良好な景観を呈していることから、周囲の自然環境との調和に配慮し、快適な住環境の整備を図る。また、その周辺を農業振興や緑多い風景を維持する観点から、農地の適切な保全を図る。

③ 屋子母地域

屋子母地域は、農地が広がり、良好な景観を呈する海岸もあり、豊かな自然環境の中にある農業集落である。

緑多い景観を維持すると共に、景観を生かした地域振興を図る観点から、周囲の自然環境との調和に配慮しながら、生活環境の整備を進めるとともに農地の適切な保全を図る。

また、フローラルパークは、様々な交流・レクリエーション活動を行う拠点とする。

4. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は減少傾向にあり、今後も人口減少が予測されるため、市街地拡大の可能性は低いと判断される。

また、今後の産業の見通しとしては、人口減少に伴う就業人口の減少も予測されるとともに、商工業の著しい伸びも見込まれない状況にあることから、土地需要は、現在の商業・業務用地、工業用地で収容可能である。

一方、市街地外では、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法の土地利用規制により自然的環境を保全できると判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

5. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

人口減少・高齢化の進行や低未利用地の増加等が進行する中、土地利用と基盤施設の統合が図られたコンパクトな都市づくりを進めるため、居住や都市機能を集約・誘導する立地適正化を進めるとともに、活力にあふれ、個性豊かで魅力ある都市づくりを目指す。

a 商業・業務地

知名・小米地区は、商業・業務拠点として位置付け、広域的サービスを提供する商業・業務施設の集積を図る。

また、役場及びおきえらぶ文化ホール周辺に広域的利用を考慮した公共・公益施設の集積を図る。

b 工業地

知名漁港から火力発電所周辺を工業地として位置付け、住宅地や農地等の周辺環境との調和を配慮しつつ、生産基盤の整備を図る。

c 住宅地

知名・小米商店街と知名漁港周辺に広がる地区は、商業地、公共サービス地に近接する利便性の高い住宅地であり、中高層住宅も許容する良好な住宅地として位置付け、安全、快適で良好な住環境の形成を図る。

瀬利覚地域は、自然と調和のとれた良好な住環境を有する住宅地として位置付け、快適な住環境の形成を図る。

② 土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

知名・小米地区は、商店街等の商業機能を有している。このため、土地利用動向を勘案しつつ、利便性の向上及び安全で快適な商業空間の創出を図り、ゆとりある買い物空間による賑わいの維持・向上及び商店街の活性化に努める。また、役場移転に伴う跡地の再整備を行い、新たな賑わいの創出に努める。

b 居住環境の改善又は維持に関する方針

土地利用が混在している地区、住宅・空家等が老朽化している地区については、地区計画等に基づく計画的な整備を進め、建築物の不燃化や集合化を図り、公共空地を十分確保しながら、緑豊かな住環境の形成を進めるとともに、高齢者・障害者に配慮した施設整備を進め、居住環境の改善を図る。

③ その他の土地利用の方針

a 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害特別警戒区域等に位置付けられた地域では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。

c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

自然公園地域に指定されている海岸部及び保安林等、既存樹林は、優れた自然環境を有することから、今後ともその自然環境の保全に努める。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域においては、広域的な交流・連携を強化する役割を持つ主要幹線道路として、東西方向に県道知名沖永良部空港線及び県道国頭知名線がある。

また、都市内の利便性を強化する役割を持つ都市幹線道路として、都市計画道路3・5・2号大山通線がある。これらは周辺地域との連携に寄与しており、祭りやイベントの場としての道路の利用等、地域振興のための道路空間の活用が期待されるため、今後も適切に維持管理を行う必要がある。

一方、市街地内はバスや大型車が通行する等、歩行者の安全性確保に課題がある。このため、本区域では生活の利便性や歩行者の安全性をより一層確保する必要がある。

このような状況を踏まえ、本地域の交通体系は、次のような基本方針のも

とに整備を進める。

- 沖永良部地域公共交通網形成計画をもとに、関係者が連携して効果的・効率的な施策を展開し、持続可能な公共交通体系の構築を目指す。
- 歩行者空間の整備と生活環境や自然環境と調和したユニバーサルデザインを考慮した交通空間の形成を図る。
- 道を活用した地域活動の円滑化を図る。

イ 整備水準の目標

交通体系の整備の方針に基づき、生活の利便性や歩行者の安全を図り、快適な交通環境の実現を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

都市間の交流・連携の強化を図るため、県道知名沖永良部空港線などの主要幹線道路を配置し、産業や観光の振興を担う広域交通ネットワークを形成する。

また、都市内交通を円滑に処理するため、都市計画道路3・5・2号大山通線などの都市幹線道路を配置し、都市の骨格を形成する。

併せて、社会経済情勢の変化や地域の実情に応じて、その配置等の見直しの検討を行うものとする。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域において、県の生活排水処理構想及び知名町公共下水道事業計画に基づき、公共下水道の整備及び合併処理浄化槽等の設置を進め、公共用水域の水質保全と快適な生活環境の保全に努める。また、整備された生活排水処理施設は、「広域化・共同化」も視野に入れながら将来にわたって持続可能な運営管理を図る。

気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」を計画的に進める。

さらに、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

本区域では、公共下水道の整備は概ね完了している。未整備箇所については、必要に応じて検討を行うものとする。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

公共下水道は市街地を中心に、終末処理場は瀬利覚地区に知名環境センターを配置している。今後の市街地の状況を鑑み、必要に応じて配置等の見直しについて検討を行うものとする。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ごみ処理施設など快適な居住環境や美しい地域環境の維持・形成及び都市機能の向上等のために必要な公共公益施設については、各地域の実情、周辺環境との調和等を考慮するとともに、広域圏での連携を図りながら、適正かつ計画的な整備を図る。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

ごみ処理施設については、知名町及び和泊町の2町で構成される広域組合による沖永良部クリーンセンターが和泊町瀬名地区内に配置されている。今後も適正なごみ処理体制を維持していくものとする。

c 主要な施設の整備目標

沖永良部クリーンセンターについては、施設の老朽化等を考慮し、必要に応じて施設の長寿命化対策や整備の検討を行うものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

現時点では新たな市街地開発事業等の検討を行っていないが、今後の市街地の状況を鑑み、必要に応じて検討を行うものとする。

② 市街地整備の目標

概ね10年以内に実施する予定の市街地開発事業はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域の位置する知名町の中央に位置する大山とその周辺は樹林が茂り、海岸は珊瑚礁が発達するなど、知名町特有の良好な自然景観を呈している。また、このような自然的環境は水源かん養機能、防災機能等において重要な役割を果たしており、貴重な地域資源でもある。

今後、まちの発展動向との調和を図りながら、残された貴重な地域資源としての自然環境の保全、活用を図る。さらに余暇活動の増加や生活水準の質的向上等から観光・レクリエーションへのニーズに対応するとともに、また住民が身近な緑にふれあう場として、公園・緑地の整備を図る。

② 主要な緑地の配置の方針

a 環境保全システムの配置

地域名等	概要
市街地周辺部の緑地	市街地周辺の山林等の緑地は良好な居住環境に資するため、今後も保全に努める。

b レクリエーションシステムの配置

地域名等	概要
公共空地	既存の公園・緑地の状況、人口分布及び誘致圏等を考慮しながら公園・緑地を適正に配置する。
フローラルパーク	地域住民はもとより、島内外からの訪問者のレクリエーション拠点として、施設の充実を図る。

c 防災システムの配置

地域名等	概要
中心市街地及び周辺集落	公園、学校などの公共空地を防災拠点として系統的に確保するとともに、安全な避難路の整備を図る。

d 景観構成システムの配置

地域名等	概要
既成市街地内の既存樹林・屋敷林	快適な居住空間形成に寄与する樹林の保全・育成を図る。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

環境保全、レクリエーション、防災及び景観形成などの観点からみる系統的な緑地として、区域全体における量的、位置的な配分等を考慮しながら、既存の施設を活かした各種公園による緑のネットワーク整備を図る。

④ 主要な緑地の確保目標

a 概ね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

概ね10年以内に整備を予定する主要な公園等の公共空地はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

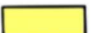
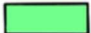











b 概ね10年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね10年以内に地域地区の指定を行う予定はないが、必要に応じて指定の検討を行うものとする。

知名都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針図



凡例

	住宅地		農業ゾーン		主要幹線道路（概ね整備済み）		公園・緑地		観光・レクリエーション地区
	商業・業務地		樹林地ゾーン		都市幹線道路（概ね整備済み）		海・水辺地		公共・公益サービス地区
	工業地				都市計画区域界		港湾・漁港		

注① この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を規定したものではありません。
 注② 「概ね10年以内に整備」とは、10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。